平成２９年（フ）第１１４号
和歌山市湊御殿２丁目１番地19　レオミナト201号
債務者　嶋田　善仁
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２２号
和歌山市松ケ丘３丁目２番20号　松ケ丘荘２号
債務者　玉置　千代
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原4911番地イ
債務者　眞子　浩治
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
福島県田村市船引町船引字馬場15番地　船引馬場団地２棟２号
債務者　白岩　　徹
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７０７号
愛知県春日井市中野町２丁目12番地１　サンシャトー春日井102号
債務者　稲垣　孝俊
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７２６号
愛知県小牧市大字東田中275番地１　風見館101号
債務者　磯部　一也
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２９号
兵庫県川西市滝山町19番３―807号、前住所兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６　240
債務者　東　まどか
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
佐賀県唐津市西城内２番13―306号　アダージュ西城内
債務者　小濱　美香
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４２号
佐賀県唐津市和多田天満町２丁目６番203号市営アパート
債務者　市川　雅信
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第６５号
広島県福山市多治米町４丁目６番22―101号、前住所広島県福山市今津町825番地２
債務者　神田　洋司
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第８５号
広島県福山市御船町１丁目12番４―802号、前住所広島県福山市川口町２丁目11番18号
債務者　森本　里美
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２１４号
神奈川県平塚市豊原町16番４号　第二豊原コーポ201、前住所神奈川県平塚市纏72番地の５　パークサイド纏01号
債務者　橋本　茂治
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２９５号
神奈川県小田原市寿町１丁目６番５号
債務者　大川　智美（旧姓大町）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６号
熊本県八代市鏡町両出1219番地
債務者　村上あけみ
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２５８号
神奈川県小田原市栢山2690番地　グランドュールハイム202
債務者　杉本　貴彦
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２５９号
神奈川県小田原市栢山2864番地の４
債務者　安藤　尚子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部